

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月16日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 株式会社ジーエヌアイ

【英訳名】 GNI Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 03-5326-3097

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 03-5326-3097

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第10期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第11期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第10期
会計期間		自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	自平成22年1月1日 至平成22年12月31日
売上高	(千円)	21,244	17,225	272,876
経常損失	(千円)	136,605	133,389	263,128
四半期(当期)純損失	(千円)	136,497	124,453	258,088
純資産額	(千円)	991,938	914,130	915,896
総資産額	(千円)	1,033,590	958,170	961,819
1株当たり純資産額	(円)	10.41	7.54	8.83
1株当たり四半期(当期) 純損失金額	(円)	1.54	1.39	2.88
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	90.4	70.7	82.5
営業活動によるキャッシュ ・フロー	(千円)	52,990	26,564	130,543
投資活動によるキャッシュ ・フロー	(千円)		172	37,113
財務活動によるキャッシュ ・フロー	(千円)	226,280	100,000	226,260
現金及び現金同等物の四半 期末(期末)残高	(千円)	599,870	682,318	554,894
従業員数	(名)	58	56	61

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	56(8)
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
3. 当社及び連結子会社は、創薬事業会社として同一セグメントに属する事業を行っているため、従業員数は全社共通としております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	5
---------	---

- (注) 従業員数は就業人員を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの業務は業務の性質上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしていません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりであります。

	金額（千円）	前年同四半期比(%)
研究開発収入等	17,225	18.9
合計	17,225	18.9

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額（千円）	割合(%)	金額（千円）	割合(%)
和光純薬株式会社			4,600	26.7
N.V. Organon	7,518	35.4	3,671	21.3
Cephalon Australia Pty. Ltd			2,338	13.6
Eli Lilly and Company	4,620	21.7		

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）において当社グループは前連結会計年度から引き続いて、医薬品開発を行う企業として成長を遂げるため、現在保有する創薬候補物の市場化を目指し、治験を着実に進めていくことを重要な経営課題としております。当社グループは、中国において、商品化に最も近い創薬候補物であるF647については、特発性肺線維症（IPF）治療薬、並びに放射線性肺炎（RP）治療薬という2つの適応症において両者とも第2相臨床試験を終了し、第一のIPF治療薬F647は、中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）との協議を経て、早期条件付承認を得るべく第3相臨床試験を凍結し、新薬許可申請（NDA）を提出しております。上海FDAの審査と現場検証を経て、NDA資料は北京にあるSFDAに送られ、現在も引き続き第2次審査を受けております。第二のRP治療薬F647も良好な臨床試験の結果を受け、さらなる有効性と安全性を確かめるために第3相臨床試験を計画しております。

これらに続く創薬候補物のF351（肝線維症治療薬）は、イーピーエス株式会社（東証一部上場企業）との合併会社であるGNI-EPH Pharmaceuticals, Incにて第2相臨床試験の準備を進めております。また、当社は中国、オーストラリア、カナダ、米国並びに日本の5カ国でF351の特許権を取得しております。

上記に加えて、当社グループは、継続的に当社グループの有する先端技術を利用して、複数の大手製薬企業から研究を受託することで売上（研究開発収入）を計上しております。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同四半期より4,018千円減少し、17,225千円、営業損失は、前年同四半期より9,158千円減少し、126,270千円、経常損失は、前年同四半期より3,215千円減少し、133,389千円となりました。四半期純損失は、前年同四半期より12,044千円減少し、124,453千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて3,648千円減少し、958,170千円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べて1,881千円減少し、44,040千円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べて1,766千円減少し、914,130千円となりました。純資産の増減は、主に124,453千円の四半期純損失を計上したことによる減少および少数株主持分94,484千円を計上したことによる増加によります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間において、営業活動により増加した資金は、前年同四半期より79,554千円増加し、26,564千円となりました。主要な減少項目は税金等調整前四半期純損失129,666千円であり、主要な増加項目は、のれん償却額20,158千円、売上債権の99,883千円であります。

投資活動による資金の減少は172千円となりました。減少項目は有形固定資産の取得による支出172千円であります。

財務活動による資金の増加は、前年同四半期より126,280千円減少し、100,000千円となりました。増加項目は少数株主からの払込みによる収入として100,000千円であります。

この結果、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ127,423千円増加し682,318千円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は25,302千円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況の重要な変更はありません。

(臨床開発)

当社グループは、自社が保有する肺線維症治療薬（F647：IPFに関しては上海FDAの審査と現場検証を経て、NDA資料は北京にあるSFDAに送られ、現在も引き続き第2次審査を受けており、RPに関しては中国で第2相臨床試験終了段階）と肝線維症治療薬（F351：中国でGNI-EPS Pharmaceuticals, Incで第2相臨床試験準備段階）の臨床開発ならびに、F1013に関しては、前臨床試験を行なっています。中国での販売に当たっては、医薬品の製造工場が必要となりますが、新設・買収ないしは提携によって、製造申請を行う予定であります。また医薬品のパイプラインを充実させるために、自社開発に加えて、創薬候補物の外部からのライセンスングにも積極的に取り組んで参ります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した主要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	89,782,831	89,782,831	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は1,000株であります。
計	89,782,831	89,782,831		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議（第1回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	500 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4.732
新株予約権の行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4.732 資本組入額 2.366
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成14年3月1日の1年後の応答日の翌日において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年 6月29日定時株主総会決議および平成16年 7月12日取締役会決議（第5回新株予約権プランB）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	5 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議（第5回新株予約権プランF）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	50(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランD）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	500 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	優遇税制適用外の場合 自平成19年1月21日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議（第6回新株予約権プランE）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	12(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	優遇税制適用外の場合 自平成19年4月20日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第15回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	4 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議（第20回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	2(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220
新株予約権の行使期間	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年7月22日取締役会決議（第24回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	280 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成30年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35 資本組入額 17.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年11月20日取締役会決議（第25回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	30(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9
新株予約権の行使期間	自平成21年11月21日 至平成30年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9 資本組入額 4.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年12月19日取締役会決議（第26回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	50(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10
新株予約権の行使期間	自平成21年12月20日 至平成30年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10 資本組入額 5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第27回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	2,780 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,780,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34
新株予約権の行使期間	自平成23年6月23日 至平成31年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第28回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	490(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権の割当てにおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第29回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	600(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、2009年6月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第31回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,540 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,540,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33
新株予約権の行使期間	自平成24年3月27日 至平成32年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、もしくは従業員、当社の子会社もしくは関係会社の取締役もしくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第32回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	200 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33
新株予約権の行使期間	自平成23年3月27日 至平成32年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てにおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第33回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	60(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33
新株予約権の行使期間	自平成23年3月27日 至平成32年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。

「権利行使可能数」とは、2010年3月26日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成23年3月28日取締役会決議（第34回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,910 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,910,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22
新株予約権の行使期間	自平成23年5月12日 至平成28年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22 資本組入額 11
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

下記及びに掲げる条件が全て満たされた場合に初めて新株予約権を行使することができる。

i) 当社の平成23年12月期乃至平成26年12月期のいずれかの監査済みの連結損益計算書における経常利益が2億円以上計上されること。

ii) 権利行使期間中において、当社の株式会社東京取引所マザーズ市場における普通株式の普通取引終値が、一度でも権利行使価額に130%を乗じた価格以上となること。

() (x) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii) 当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii) 当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日		89,782		3,079		3,039

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 89,767,000	89,767	-
単元未満株式数	普通株式 13,831	-	-
発行済株式総数	89,782,831	-	-
総株主の議決権	-	89,767	-

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が14,000株含まれております。「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジーエヌアイ	東京都新宿区西新宿 三丁目7番1号	2,000	-	2,000	0.00
計	-	2,000	-	2,000	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	29	29	28
最低(円)	26	26	13

(注) 株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

(注) 当社は委員会設置会社であります。委員会体制につきましては、次のとおりであります。

指名委員会	イン・ルオ ヤン・ホフラック リウエン・ウ
監査委員会	指輪 英明 安川 定之 リウエン・ウ
報酬委員会	片岡 隆志 指輪 英明 ワンショウ・グオ

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、明誠監査法人により四半期レビューを受けております。当第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

前連結会計年度 明誠監査法人

当第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 三優監査法人

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	682,318	554,894
受取手形及び売掛金	32,837	132,149
たな卸資産	¹ 34,547	¹ 34,133
その他	35,503	47,175
貸倒引当金	7,633	1,077
流動資産合計	777,571	767,276
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	798	895
機械及び装置(純額)	31,944	33,628
車両運搬具(純額)	320	-
工具、器具及び備品(純額)	6,955	7,707
有形固定資産合計	² 40,017	² 42,231
無形固定資産		
のれん	120,948	141,106
ソフトウェア	1,001	627
その他	13,342	9,179
無形固定資産合計	135,293	150,913
投資その他の資産		
敷金及び保証金	5,288	1,398
投資その他の資産合計	5,288	1,398
固定資産合計	180,599	194,543
資産合計	958,170	961,819
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,227	12,240
未払金	11,808	10,274
未払費用	7,063	5,502
未払法人税等	1,561	3,081
賞与引当金	1,897	-
その他	7,481	14,823
流動負債合計	44,040	45,922
負債合計	44,040	45,922

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,079,924	3,079,924
資本剰余金	3,039,924	3,039,924
利益剰余金	5,409,098	5,284,645
自己株式	126	126
株主資本合計	710,623	835,076
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	33,288	42,059
評価・換算差額等合計	33,288	42,059
新株予約権	142,310	122,879
少数株主持分	94,484	-
純資産合計	914,130	915,896
負債純資産合計	958,170	961,819

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	21,244	17,225
売上原価	20,810	11,739
売上総利益	433	5,486
販売費及び一般管理費	135,863	131,756
営業損失()	135,429	126,270
営業外収益		
受取利息	373	132
補助金収入	1,302	-
その他	110	-
営業外収益合計	1,787	132
営業外費用		
為替差損	24	7,237
株式交付費	2,895	-
その他	42	14
営業外費用合計	2,963	7,252
経常損失()	136,605	133,389
特別利益		
貸倒引当金戻入額	357	-
新株予約権戻入益	52	-
過年度損益修正益	-	4,812
特別利益合計	409	4,812
特別損失		
過年度損益修正損	-	1,088
特別損失合計	-	1,088
税金等調整前四半期純損失()	136,195	129,666
法人税、住民税及び事業税	302	302
法人税等合計	302	302
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	129,968
少数株主損失()	-	5,515
四半期純損失()	136,497	124,453

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	136,195	129,666
減価償却費	5,778	2,850
のれん償却額	39,524	20,158
株式報酬費用	18,397	19,535
株式交付費	2,895	-
賞与引当金の増減額(は減少)	1,603	2,743
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	6,447
受取利息	373	132
為替差損益(は益)	178	5,796
売上債権の増減額(は増加)	14,559	99,883
たな卸資産の増減額(は増加)	904	353
仕入債務の増減額(は減少)	1,550	1,548
その他の流動資産の増減額(は増加)	2,459	8,008
その他の流動負債の増減額(は減少)	74	2,069
その他	2,159	3,425
小計	52,969	26,544
利息の受取額	373	254
法人税等の支払額	395	234
営業活動によるキャッシュ・フロー	52,990	26,564
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	172
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	172
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	226,304	-
少数株主からの払込みによる収入	-	100,000
自己株式の取得による支出	24	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	226,280	100,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	399	1,030
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	173,688	127,423
現金及び現金同等物の期首残高	426,182	554,894
現金及び現金同等物の四半期末残高	599,870	682,318

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
(四半期連結貸借対照表関係)	前第1四半期連結会計期間において、投資その他の資産の「その他」に含めていた「敷金及び保証金」は重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第1四半期連結会計期間の投資その他の資産の「その他」に含まれる「敷金及び保証金」は、1,098千円であります。
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月16日)に基づく財務諸表規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「貸倒引当金の増減額」は重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第1四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「貸倒引当金の増減額」は、357千円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1 たな卸資産の内容は次のとおりであります。		1 たな卸資産の内容は次のとおりであります。	
商品及び製品	10,248千円	商品及び製品	10,386千円
仕掛品	5,429千円	仕掛品	4,971千円
原材料及び貯蔵品	18,868千円	原材料及び貯蔵品	18,775千円
2 有形固定資産の減価償却累計額	147,287千円	2 有形固定資産の減価償却累計額	181,572千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額	1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額
賞与引当金繰入額 568千円	賞与引当金繰入額 1,873千円
のれん償却額 39,524千円	貸倒引当金繰入額 7,075千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
現金及び預金 640,667千円	現金及び預金 682,318千円
預入期間が3か月超の定期預金 40,797千円	預入期間が3か月超の定期預金
現金及び現金同等物 599,870千円	現金及び現金同等物 682,318千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	89,782,831

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,900

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	7,103,000	142,310
連結子会社	-	-	-
合計		7,103,000	142,310

(注) 目的となる株式の数のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものが、4,320,000株あります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

当社及び連結子会社は、創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	1,817	19,427	21,244		21,244
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,823	1,563	4,387	(4,387)	
計	4,640	20,991	25,632	(4,387)	21,244
営業損失()	57,203	79,455	136,658	1,229	135,429

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
中国

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	計
海外売上高(千円)	5,714	4,943	748	8,021	19,427
連結売上高(千円)					21,244
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	26.9	23.2	3.5	37.7	91.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 中国
(2) 東南アジア・・・シンガポール
(3) 米国
(4) 欧州・・・オランダなど
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、創薬事業会社の単一事業であり、国内においては当社が、海外においては中国を Shanghai Genomics, Inc. および GNI-EPH Pharmaceuticals, Inc. がそれぞれ担当しております。したがって、当社グループは、研究開発・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」と「中国」の2つを報告セグメントとしております。各報告セグメントでは、創薬事業、受託研究などを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成23年1月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

	日本	中国	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益計 算書上計上額 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	4,600	12,625	17,225		17,225
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,773	3,917	5,690	(5,690)	
計	6,373	16,542	22,916	(5,690)	17,225
セグメント損失()	55,350	71,015	126,365	95	126,270

(注) 1. セグメント損失の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

固定資産についての重要な減損損失の認識、又はのれんの金額に重要な影響を及ぼす事象はありません。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

受取手形及び売掛金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度末の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:千円)

	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
受取手形及び売掛金	32,837	32,837		(注)

(注) 受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1 当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 19,535千円

2 当第1四半期連結会計期間中に権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項なし

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	7円54銭	1株当たり純資産額	8円83銭

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	1円54銭	1株当たり四半期純損失金額	1円39銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	136,497	124,453
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失(千円)	136,497	124,453
普通株式の期中平均株式数(株)	88,581,712	89,779,931

(重要な後発事象)

前第1四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日至平成22年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
<p>新株予約権の発行 平成22年3月26日開催の第9期定時株主総会及び平成22年3月26日開催の取締役会決議に基づき、平成22年4月12日にストック・オプションとしての新株予約権を発行いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>第31回新株予約権 新株予約権の付与対象者及びその人数 当社取締役 7名 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 1,540,000株 付与日 平成22年4月12日 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本に組み入れる額 発行価格 33円 資本組入額 16.5円 新株予約権の行使期間 1.平成24年3月27日から平成32年3月26日まで 2.上記1により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記2に定める事由が生じた場合には、2の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 1.新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、監査役もしくは従業員、当社の子会社もしくは関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。</p> <p>2.()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記1にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

前第1四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日至平成22年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)
<p>3. 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で上記1により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>4. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>5. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>第32回新株予約権</p> <p>新株予約権の付与対象者及びその人数 コンサルタント 2名</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 200,000株</p> <p>付与日 平成22年4月12日</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本に組み入れる額 発行価格 33円 資本組入額 16.5円</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>1. 平成23年3月27日から平成32年3月26日まで</p> <p>2. 上記1により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記2に定める事由が生じた場合には、2の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>1. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>2. ()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記1にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>3. 新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。</p> <p>4. その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	

前第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
<p>第33回新株予約権</p> <p>新株予約権の付与対象者及びその人数 当社グループ従業員 2名</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 60,000株</p> <p>付与日 平成22年4月12日</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本に組み入れる額 発行価格 33円 資本組入額 16.5円</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成23年3月27日から平成32年3月26日まで 上記1により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記2に定める事由が生じた場合には、2の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。 <p>新株予約権の行使の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。 ()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記1にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。 新株予約権の割当時において、当社の従業員、当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。 上記1の期間内において新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。 「権利行使可能数」とは、平成22年3月26日の1年後の応答日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 	

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月14日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 秀 四 郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市 原 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月12日に新株予約権を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月16日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 純

代表社員
業務執行社員 公認会計士 海藤 丈二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。